

会社設立費用と会社組織・個人事業の メリット・デメリット

Question 2

個人で事業を営むよりも、会社組織にした方が税金が安くなるということをよく聞きます。
会社組織と個人事業とでは税金面も含め、どのような面で違いがあるのですか。また、会社を設立する場合にはどの程度の費用がかかるのですか。

Answer

会社組織には、株式会社と有限会社の2つがあります。

現在、会社を設立しようとする場合には、株式会社であれば1,000万円、有限会社であれば300万円の資本金が最低必要となります。

また、会社を設立する場合には、資本金の他に別途、設立費用がかかります。

資本金1,000万円の株式会社を設立する場合には、最低限設立費用として28万円程度が必要となります。

一方、資本金300万円の有限会社を設立する場合でも、最低限17万円程度の設立費用がかかります。

これはあくまでも必要最低限の費用ですので、会社設立を司法書士にお願いする場合や、社会保険・税務関係事務についてそれぞれ専門家をお願いする場合には、それ以外に30万円程度の費用がかかります。

会社設立手続及びそれに伴う税務・社会保険手続報酬

項 目		株 式 会 社		有 限 会 社	
モデルケース	最 低 資 本 金	1,000 万 円		300 万 円	
設立費用	最低限の設立費用	定款印紙代	40,000 円	定款印紙代	40,000 円
		定款認証料	50,000 円	定款認証料	50,000 円
		定款謄本代	約 3,000 円	定款謄本代	約 2,000 円
		銀行振込金 保管証明料	約 25,000 円	銀行振込金 保管証明料	約 8,000 円
		登録免許税	150,000 円	登録免許税	60,000 円
		謄本、印鑑証明 の取得費用	10,000 円	謄本、印鑑証明 の取得費用	10,000 円
		小 計	約 278,000 円	小 計	約 170,000 円
社会保険事務手続一式	社会保険労務士	100,000 円	社会保険労務士	100,000 円	
税務関係事務手続一式	税理士	100,000 円	税理士	100,000 円	
設立関係申請手続一式	司法書士	150,000 円	司法書士	150,000 円	
	合 計	約 628,000 円		約 520,000 円	

株式会社・有限会社・個人事業のメリット・デメリット

	法人組織（青色申告）		個人事業										
	株式会社	有限会社	青色申告	白色申告									
経営意識	😊 企業の発展と継続を願うことが、社長の仕事になる												
営業上の信用度	😊 事業を組織化して経営を行うので、営業上の信用度が高い												
企業イメージ	😊 イメージが良く、求人もしやすい												
現金の管理	😊 会社と個人をはっきり区別するので、経理内容が明確になる		事業のお金と個人のお金が混同しやすい	😞 どんぶり勘定になりやすく、税務署による推定課税もある									
経理の明確化	😊 事業の経営成績、財政状態がよくわかり、予測がつく（予算管理・資金繰り）		簡易簿記のため、有用な経理情報となりにくい										
会計帳簿の作成	😞 会計帳簿が複雑になるので記帳が大変		😊 比較的、容易に記帳できる										
金融メリット	😊 銀行からの融資が受けやすい												
経営者の給料	😊 合理的に設定した役員報酬を毎月定額で支給する（個人事業所得と比較して節税につながる）		😞 $\text{収入} - \text{必要経費} = \text{事業者の所得}$ 事業者の労働の対価と事業の利益が、合算されてしまう										
家族の給料（専従者給与）	😊 労働の対価に見合う分について、世間並の十分な給与がとれる 年間103万円以内の場合、配偶者控除・扶養控除を受けることができる		法人組織と同様に専従者給与がとれる ただし、配偶者控除・扶養控除は受けられない	😞 年間一人最高86万円だけしかとれない しかも配偶者控除・扶養控除とも受けられない									
経営上の赤字の繰越控除	😊 赤字の金額は5年間繰越することができる		😊 赤字の金額は3年間繰越することができる	😞 切捨て（繰越できない）									
青色申告による特典	😊 特定設備を取得した場合等の税額控除や耐用年数の短縮の特例がある		😊 青色申告特別控除55万円が受けられる 税額控除、耐用年数は法人組織と同じ	😞 特典なし									
経費の取扱い	接待費	資本金の額によって、経費とする限度額がある <table border="0"> <tr> <td>😊</td> <td>資本金 1,000万円以下</td> <td>4,000,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000～5,000万円</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000万円～</td> <td>0円</td> </tr> </table> 但し、上記限度額の20%部分は経費とならない		😊	資本金 1,000万円以下	4,000,000円		1,000～5,000万円	3,000,000円		5,000万円～	0円	😊 業務の遂行上、必要と認められるものについて限度額なし
	😊	資本金 1,000万円以下	4,000,000円										
	1,000～5,000万円	3,000,000円											
	5,000万円～	0円											
生命保険料	😊 法人を契約者、受取人とすることにより生命保険料を経費にできる（保険の種類により資産となるものもある）		😞 必要経費にはならない										
会計事務所のコスト	経営助言を綿密に受けられるので、一般的には個人事業よりも高い		法人組織とくらべると一般的に安い										
経営者の任期及び登記	商法の規定により、取締役2年、監査役3年ごとに改選登記が必要	取締役、監査役の変更があった場合、登記が必要となる	特になし										